



診療所のみなさまへ

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

3 医療措置協定書の内容

3 医療措置協定書の内容

- 3-1 医療措置協定書の条文
- 3-2 協定の目的と医療措置実施の要請 【第1条・第2条】
- 3-3 新興感染症発生・まん延時の対応 【第3条】
- 3-4 新興感染症発生・まん延時の対応 【第6条】
- 3-5 費用負担 【第5条】
- 3-6 平時の対応 【第4条・第9条】
- 3-7 平時の対応 【第10条】
- 3-8 協定の有効期間及び変更 【第7条】
- 3-9 その他 【第8条】
- 3-10 その他 【第11条】

3-1 医療措置協定書の条文

- ・国が作成した協定書のひな形をベースに、条文の本文は、原則全医療機関で内容を統一する
- ・**第3条：医療措置の内容、第4条：個人防護具の備蓄は、医療機関ごとに個別の内容とする**

法定	条文区分	説明	作成方法
	第1条(目的)	・新興感染症発生時(以下「有事」)の医療提供体制確保	全医療機関で内容を統一
	第2条(医療措置実施の要請)	・有事に、県から医療機関に対し、医療措置を講ずるよう要請	
○	第3条(医療措置の内容)	・医療機関が行う医療措置(病床確保、発熱外来等)の内容	医療機関ごとに内容を調整
△	第4条(個人防護具の備蓄)	・医療機関が備蓄に努める個人防護具の内容	
○	第5条(措置に要する費用の負担)	・医療措置に要する費用を県が補助 ・個人防護具の備蓄費用は医療機関が負担、有事には国制度に基づき県の補助を検討 ・流行初期に県基準を満たす医療提供体制を整備する医療機関に費用を支給	全医療機関で内容を統一
	第6条(新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等)	・有事には、県から医療機関に情報提供 ・県の情報も踏まえ、医療機関は必要な準備を実施 ・事前の想定と大きく異なる事態の場合は協議	
○	第7条(協定の有効期間及び変更)	・協定の有効期間は締結日からR9.3.31まで。その後は自動更新 ・協定の内容を変更する場合は、申し出により協議	
○	第8条(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)	・正当な理由がなく、措置を講じていないと認められる場合の措置	
	第9条(協定の実施状況等の報告)	・措置の実施状況等の報告	
○	第10条(平時における準備)	・平時の医療機関における研修・訓練の実施	
	第11条(その他)	・協定に係る具体の手続きは別に定める ・定めのない事項及び疑義が生じたときは協議	

○：法令により記載が定められている事項 △：実施する場合、法令により記載が定められている事項

3-2 協定の目的と医療措置実施の要請【第1条・第2条】

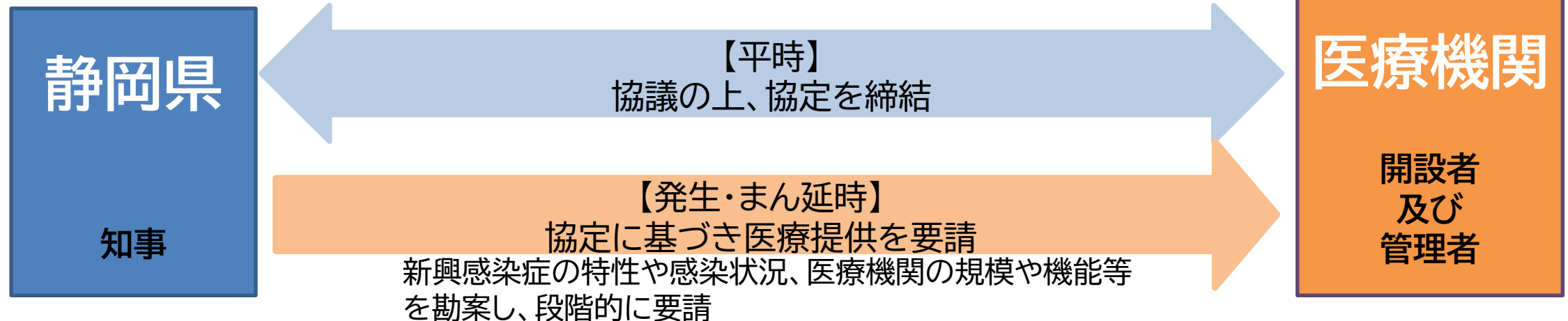
第1条 目的

第2条 医療措置実施の要請

対象とする感染症

新興感染症 = 「**新型インフルエンザ等感染症**」・「**指定感染症**」・「**新感染症**」

⇒これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭におく
⇒新興感染症の発生及びまん延時における、医療提供体制を確保する



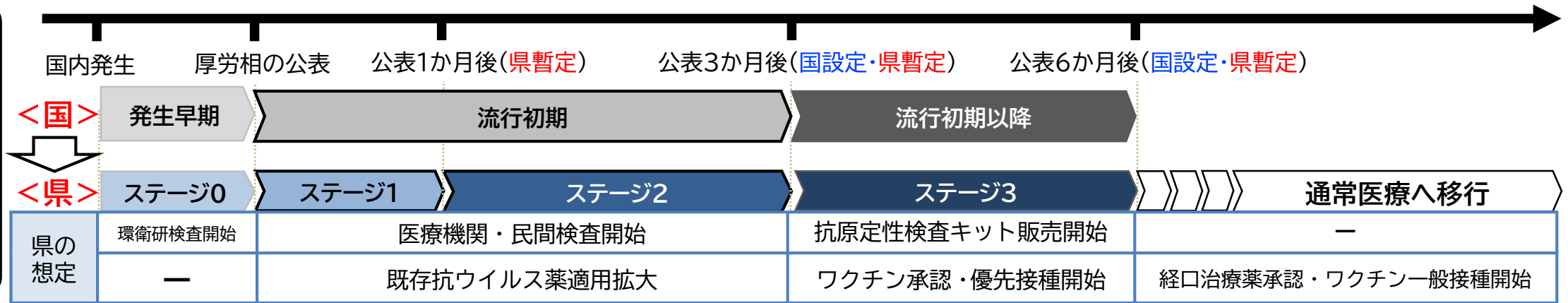
3-3 新興感染症発生・まん延時の対応【第3条】

第3条 医療措置の内容

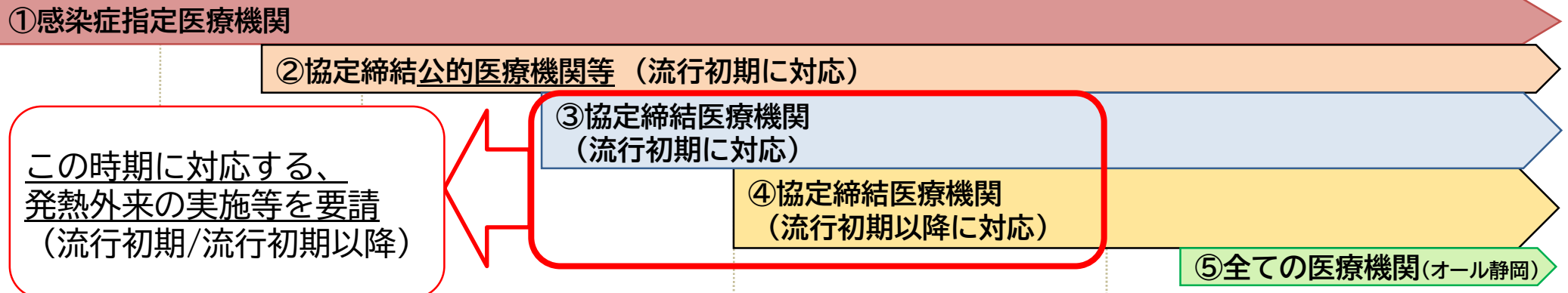
■ 県からの要請に基づき、医療機関は医療措置を講ずる

- 県は、協定締結医療機関に対し、医療提供体制等について、その時点の状況を確認の上、医療提供を要請
- 例えば、新興感染症の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を勘案して、要請の必要性を判断した上で、段階的に医療の提供を要請する

対応の時期



要請の順序



3-4 新興感染症発生・まん延時の対応【第6条】

第6条 新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等

- 各新興感染症の発生等の公表前から、県は、最新の知見について国から情報を得た場合は、速やかに医療機関へ情報提供を行う
- 新興感染症の性状等が、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合、県は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う

3-5 費用負担【第5条】

第5条 措置に要する費用の負担

● 医療措置に要する費用

- 県の予算の範囲内において、協定締結医療機関に補助
- 詳細については、感染症等が発生した際に、その感染症の性状等に合わせて定める

● 個人防護具の備蓄に係る費用

- 医療機関において負担
- 国の補助制度等が創設された場合、県は、当該制度等に基づいた補助制度等を検討

● 流行初期医療確保措置(対象となる医療機関のみ)

- 流行初期医療の確保に要する費用を支給(流行初期医療確保措置)
 - 流行初期医療確保措置の基準を満たした医療機関のみ記載

3-6 平時の対応【第4条・第9条】

第4条 個人防護具の備蓄

第9条 協定の実施状況等の報告

第4条 個人防護具の備蓄

■ 各医療機関において、個人防護具の備蓄に努める

・サージカルマスク ・N95マスク ・アイソレーションガウン ・フェイスシールド ・非滅菌手袋

➤ 協定における個人防護具の備蓄は、任意事項

➤ 備蓄は2か月分を推奨

➤ 備蓄物資を順次切り崩して通常医療の現場で使用するローリングストック方式を推奨

・ 有事において、需要の急増等により物資が不足する場合は、国の備蓄等で対応することを想定

➤ 備蓄に係る費用は、協定書第5条に規定

第9条 協定の実施状況等の報告

■ 協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、県から報告の求めがあったときは、医療機関は速やかに報告

➤ 頻度は、年1回程度を想定

➤ 報告方法は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用することを想定

3-7 平時の対応【第10条】

第10条 平時における準備

それぞれ、年1回以上実施するよう努める

研修・訓練

- 自院において**研修・訓練**を実施、又は、外部の機関が実施する研修・訓練に医療従事者等を参加させる
 - 外部の機関が実施する研修・訓練は、県等自治体を実施するものを含む
 - 研修・訓練の内容は、PPEの着脱や検体採取、その他院内感染対策等を想定

点検

- 医療措置を講ずるに当たって対応の流れを**点検**
 - 【点検の内容(例)】
知事からの要請後、発熱外来を行うためのシフト調整や動線分離などの対応の流れを点検

3-8 協定の有効期間及び変更【第7条】

第7条 協定の有効期間及び変更

- 有効期間:令和9年3月31日まで(申し出がなければ、3年間自動更新)
- 保険医療機関等の廃止届を提出した場合、保険医療機関の指定の辞退を申し出た場合又は指定の取消を受けた場合は、廃止日・辞退日・取消日を協定期間の満了日とする
- 変更:医療機関から随時変更を申出て、協議する
 - 締結後の状況の変化等により、医療機関から変更の申し出は可能
 - 協定に沿った対応が困難などやむを得ない事情が生じた際には、医療機関から協定の解除の申し出は可能
 - 解除の申し出があった場合、県と医療機関とで協議
 - 協定指定医療機関(第二種)の指定は、協定に基づき行われるものなので、協定を解除した場合、県は指定を取り消す

第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

県が行う措置の内容

- 医療機関が協定の措置を講じていないと認められる場合、県は感染症法等に基づく措置を行う
 - 感染症法等に基づく措置の内容: 勧告、指示、公表
 - 一方的にこの措置を行うことはなく、まずは、当該医療機関等と話し合いに基づく調整を行います
 - 措置の実施の判断にあたっては、調整状況や医療機関等の事情を考慮し、慎重に行います
 - 協定締結した事項を実施していないと認められる場合でも、医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合等、「正当な理由」があると県が判断する場合は、この措置を行うことはありません

「正当な理由」の例

- 医療機関の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- 新興感染症の性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合

3-10 その他【第11条】

第11条 その他

- 協定に係る具体の手続きについては、県が別に定める
 - 様式や手続等の詳細は、「感染症法に基づく医療措置協定締結等関係事務取扱要領」に定める
- 協定に定めのない事項や、協定に関し疑義が生じたときは、県と医療機関で協議